

一般法人の定期提出書類とは？② ～公益目的支出計画実施報告書等～

一般法人の定期提出書類について概説する。

(ポイント)

- 公益目的支出計画実施報告書の記載内容を理解する。

1. 別紙2 「公益目的支出計画実施報告書」について

(1) 公益目的支出計画の概要

・公益目的支出計画の概要では、移行の登記後に確定した公益目的財産額を記載し、それを前事業年度までにどれくらい費消したか（減少したか）を記載する。

・さらに当該事業年度の公益目的支出の額及び実施事業収入の額を記載し、当該事業年度に公益目的財産額をどれくらい費消したかを記載する。

⇒移行後の結果としての当該事業年度末日の公益目的財産残額を算定する。

公益目的支出計画について、計画と実績が異なっている場合には、その状況及び理由、完了予定への影響の有無についても記載する。

公益目的支出の額が計画を下回り、または実施事業収入が計画を上回るために公益目的支出計画の完了予定年月日に完了しなくなる場合の計画変更については、変更認可を受ける必要がある。

(2) 実施事業の状況等

実施事業の状況等では、各々の実施事業（公益目的事業及び継続事業）ごとに事業の状況、当該事業に係わる公益目的支出の額等、実施事業資産の状況等を記載する。

(3) 特定寄付の状況等

特定寄付の実施状況（実績）、公益目的支出の額等について記載する。

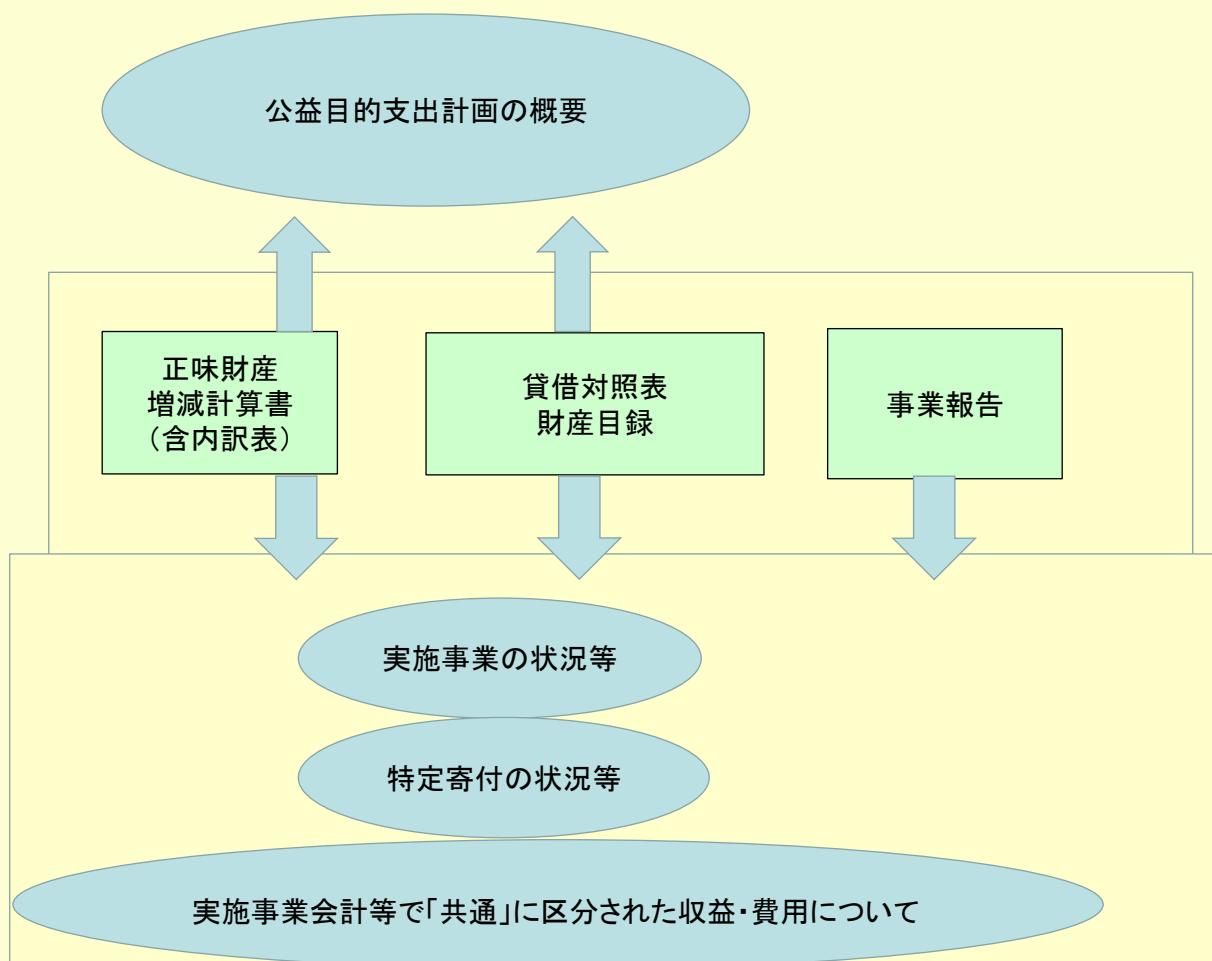
(4) 実施事業会計等で「共通」区分された収益・費用について

損益計算書の「実施事業等会計」において「共通」の会計区分を設けている場合は、その収益・費用について記載する。

（裏面に続く）

一般法人の定期提出書類とは？①

2. 公益目的支出計画実施報告書の体系



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ：社団・財団法人の実務家のひとこと

<消費税のインボイス制度の導入>

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除するにあたり、インボイス(適格請求書)制度が導入される。仕入を行う買手は、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、取引相手からインボイスの交付を受けて保存する必要がある。

また、このインボイスを交付することができる登録事業者となるためには、令和3年10月1日以降に税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要がある。

消費税においては、仕入税額控除ができるかどうかは、消費税の納付額に大きな影響があるため、登録手続きの適正性・適時性、仕入業者からの適格請求書の不備事項がないことの確認等、法人内部での事務手続きの適正性等を確保できるようにすることが重要となる。仕入先が免税事業者が多い公益法人においては、仕入先が免税事業者の場合には、消費税の仕入控除が認められたり、消費税負担が大きくなることが考えられるので、事前に対応を検討する必要がある。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。